

国保と老人保健制度の一部が変わりました

急速に少子高齢化が進んでいくなかで、老人医療費の増加により医療保険財政が厳しい状況にあります。医療保険制度が将来にわたり安定的に運営維持できるために、10月から一部制度改正が行われました。

● 主な改正ポイント ●

70歳以上の人は

- 現役並み所得者の自己負担割合の引き上げ
- 高額医療費の自己負担限度額の引き上げ

70歳未満の人は

- 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ
- 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額の引き上げ
- 出産育児一時金の引き上げ

問い合わせ先

町民課 国保年金係 (内線 152・153) ※国保について
 保健福祉課 衛生係 (内線 138・139) ※老人保健について

70歳以上の現役並所得者は自己負担割合が3割になりました

年齢	所得	平成18年9月まで	平成18年10月から
70歳～74歳 (国保)	現役並み所得者 課税所得145万円以上で ・夫婦世帯で年収520万円以上 ・単身世帯で年収383万円以上	2割	3割
	一般・低所得者	1割	1割
75歳以上 (老人保健)	現役並み所得者 課税所得145万円以上で ・夫婦世帯で年収520万円以上 ・単身世帯で年収383万円以上	2割	3割
	一般・低所得者	1割	1割



※ただし、課税所得が145万円以上で、70歳以上の人が2人以上の世帯の場合は年収520万円未満、単身世帯の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様の1割負担となります。

高額療養費（医療費）の自己負担限度額が変わりました

●同じ人が同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合は、その超えた分が高額療養費として支給されます。当町では該当者には申請をするように通知をしています。

区分	70歳未満	70歳以上の人		
		区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【44,400円】	一般	12,000円	44,400円
上位所得者 (※1)	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1% 【83,400円】	現役並み所得者 (※2)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【44,400円】
住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】	低所得者Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ(※4)	8,000円	15,000円

※1 上位所得者：課税所得が600万円を超える世帯

※2 現役並み所得者：70歳以上で課税所得が145万円以上の人

※3 低所得者Ⅱ：世帯全体が住民税非課税の人

※4 低所得者Ⅰ：世帯全体が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる人

【 】 過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

70歳未満で人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりました

平成18年9月まで		平成18年10月から	
10,000円		上位所得者	20,000円
		一般所得者	10,000円

出産育児一時金の支給額が35万円になりました

●少子化対策の一環として支給額が引き上げられました。

平成18年9月まで	平成18年10月から
30万円	35万円